

特定空家等の所有者に対する命令について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 17 日付け三建第 19 号、20 号、21 号により命令したので、同条第 11 項の規定により下記のとおり公告する。

令和 4 年 1 月 17 日

三笠市長 西城 賢策



- 1 対象となる特定空家等  
所在地 三笠市幌内町 3 丁目 47 番地 2（家屋番号 230 番）  
用途 店舗兼住宅
- 2 措置の内容  
倒壊した当該特定空家等の撤去をすること。  
また、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分すること。
3. 命ずるに至った事由  
現在、建物は倒壊した状況であり、建物の残骸が強風等で飛散するなど著しく保安上危険となる恐れのある状態となっている。このまま放置することにより、人的・物的被害が生じると想定されるため、残骸の撤去を行う必要があり、命令に至ったものである。
4. 命令の責任者 三笠市 建設部長 松本 裕樹  
連絡先：(01267) 2-3999
5. 措置の期限 令和 4 年 5 月 31 日